

牛サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン・サルモネラ・ティフィムリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン

平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号） 一部改正

動生剤基準の牛サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン・サルモネラ・ティフィムリウム）（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.2、3.4.7 及び 3.4.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。